

○亀山市市民活動応援交付金交付要綱

平成25年5月10日

告示第97号

改正 平成26年5月26日告示第105号

平成27年1月29日告示第9号

平成27年3月23日告示第52号

平成27年5月29日告示第118号

平成28年7月28日告示第182号

平成30年3月30日告示第67号

令和2年9月24日告示第170号

令和2年12月28日告示第210号

(目的)

第1条 この告示は、市内において流通する価値の媒体として市が発行する亀山市市民活動応援券（以下「応援券」という。）を市民が活用することを通じて、応援券を取得した市民活動団体に対し亀山市市民活動応援交付金（以下「応援金」という。）を交付することにより、市民活動の活性化を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体をいう。
- (2) 地域まちづくり協議会 亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）第7条第1項の規定による届出を行った協議会をいう。
- (3) 市民活動応援制度 この告示の定めるところにより、応援券を取得した市民活動団体に対し、応援金を交付する制度をいう。

(平 2 8 告示 1 8 2 ・ 一部改正)

(応援金の交付資格団体)

第 3 条 応援金の交付を受ける資格のある市民活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に事務所を有し、市内において活動していること。
- (2) 市内に住所を有する者 3 人以上で構成していること。
- (3) 規約、会則、定款等を有していること。
- (4) 次条の規定による申請書提出時の実施年度の初日において 2 年以上継続的に活動を行った実績を有し、今後も市内において活動を行う予定があること。
- (5) 市民を主たる対象とする活動をしていること。
- (6) 専ら団体の構成員のみを対象としない活動をしていること。
- (7) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (8) 法令に違反する活動をしていないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。
- (10) 応援金の交付を受けようとする年度に市の補助金等及び亀山市社会福祉協議会の助成金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

(市民活動応援制度の団体登録申請)

第 4 条 市民活動団体が市民活動応援制度に登録しようとする場合は、応援券の交付を受けようとする年度の前年度において市長が定める期間内に、市民活動応援制度団体登録申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動応援制度団体登録申請確認書(様式第 2 号)
 - (2) 規約、会則、定款等及び構成員名簿等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (登録団体の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会の審査を経た上で、当該申請をした市民活動団体について第3条に規定する要件を満たしている団体（以下「登録団体」という。）とするか否かを決定する。この場合において、市長は、登録団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により登録団体とすることの可否を決定したときは、その旨を当該決定に係る市民活動団体に対し、市民活動応援制度登録団体可否決定通知書（様式第3号）により通知する。

（登録団体の活動）

第6条 登録団体は、市民及び地域まちづくり協議会から事業又はサービスの提供の依頼があったときは、特別の理由がない限り、市内全域において事業又はサービスを提供するものとする。

（平28告示182・一部改正）

（応援券の取得方法）

第7条 登録団体は、前条の規定により事業又はサービスを提供したときのお礼として、応援券を取得することができる。

2 前項に規定する方法によるほか、登録団体は、市民からの寄附により応援券を取得することができる。

（登録団体等の遵守事項）

第8条 登録団体は、応援券を取得するために、法令又はこの告示の規定に違反する不正若しくは不当な行為及び不当な働きかけをしてはならない。

2 市民及び地域まちづくり協議会は、登録団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

（平28告示182・一部改正）

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 活動を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 登録の抹消の申出をしたとき。
- (4) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき理由が生じたとき。

(応援金の交付申請)

第10条 登録団体（応援券を発行した年度において第5条の規定による決定を受けた団体を含む。以下同じ。）は、応援金の交付申請をしようとする場合は、指定期間内に、市民活動応援交付金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動応援制度実績報告書（様式第5号）
- (2) 取得した応援券

2 前項の規定による応援券の交付申請額は30万円までとし、指定期間は第14条の規定により市が応援券を発行した年度の翌年度の4月1日から5月31日までとする。

(平27告示52・一部改正)

(応援金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書及び添付書類等を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該登録団体に対し、市民活動応援交付金交付決定通知書（様式第6号）により通知し、当該団体が取得した応援券1枚当たり100円の応援金を支払うものとする。

(応援金の使用に係る遵守事項)

第12条 前条の規定により応援金の交付を受けた登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援金は、報酬その他の名目のいかなを問わず、構成員で分配してはならないこと。
- (2) 応援金は、今後の活動資金として使用しなければならないこと。

(応援金の返還)

第13条 市長は、登録団体が法令若しくはこの告示の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたときは、登録団体に対し、応援金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は交付した応援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(応援券の発行)

第14条 市長は、1の年度ごとに応援券を発行する。

- 2 前項の規定により発行する応援券の枚数は、市長が決定する。
- 3 応援券の発行の権能は、市に属する。

(応援券の様式)

第15条 応援券の様式は、次の表のとおりとする。

寸法	縦 72.5ミリメートル 横 160ミリメートル
用紙	エンボス加工を施したもの
記載事項	表 発行元、管理番号、発行年月日及び有効期限
	裏 流通確認欄

- 2 市長は、応援券を新たに発行したときは、これを告示する。

(応援券の^だ兌換の禁止)

第16条 応援券は、通貨（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項に規定する通貨をいう。）と^だ兌換することはできない。

(応援券の無効等)

第17条 応援券は、汚損、損傷その他の理由により、模様及び文字の認識が著しく困難なもの又は2分の1を超える部分が残存していないものは、無効とする。

- 2 応援券は、いかなる理由においても再交付しない。

(応援券の有効期限)

第18条 応援券の有効期限は、発行した年度の末日とする。

(応援券の交付先)

第19条 応援券は、地域まちづくり協議会に交付する。

(平28告示182・一部改正)

(応援券の交付申請)

第20条 応援券の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、市民活動応援券交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平28告示182・一部改正)

(応援券の交付決定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を確認し、適当と認めたときは、当該地域まちづくり協議会に対し市民活動応援券交付決定通知書(様式第8号)により通知し、応援券を交付するものとする。

(平28告示182・一部改正)

(応援券の交付決定枚数変更申請)

第21条の2 前条の規定により応援券の交付を受けた地域まちづくり協議会は、同条の規定により通知のあった応援券の交付決定枚数の変更を希望するときは、市民活動応援券交付決定枚数変更申請書(様式第8号の2)を市長に提出しなければならない。

(令2告示170・追加)

(応援券の交付決定枚数変更決定等)

第21条の3 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を確認し、適当と認めたときは、市民活動応援券交付決定枚数変更通知書(様式第8号の3)により当該申請をした地域まちづくり協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際し、応援券の枚数を減らす変更決定をした地域まちづくり協議会に対しては当該変更後の応援券の枚数を超えて交付を受けている応援券の返還を求め、応援券の枚数を増やす変更決定をした

地域まちづくり協議会に対しては当該変更後の応援券の枚数に満たない応援券を交付するものとする。

- 3 前項の規定により応援券の返還を求められた地域まちづくり協議会は、速やかにこれに応じなければならない。

(令2告示170・追加)

(地域まちづくり協議会の応援券の使用方法等)

第22条 地域まちづくり協議会は、第21条及び前条第2項の規定により交付を受けた応援券を市民に配付するための事業を1以上実施しなければならない。

- 2 地域まちづくり協議会は、登録団体に事業又はサービスを依頼する場合は、次に掲げる条件を遵守することにより、応援券を使用することができる。

- (1) 地域まちづくり協議会内に活動拠点を置く団体以外の団体を1以上利用すること。

- (2) 1地域まちづくり協議会から1団体にお礼として使用できる応援券の枚数は、1年度で1000枚以下とすること。

(平28告示182・令2告示170・一部改正)

(交付実績報告書等の提出)

第23条 地域まちづくり協議会は、応援券の交付の決定を受けた年度の末日までに、市民活動応援券交付実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 地域まちづくり協議会は、交付された応援券のうち、市民に配付しなかったもの又は登録団体による事業又はサービスのお礼に使用しなかったものは、前項の規定により提出する市民活動応援券交付実績報告書に添付して、市に返却しなければならない。

(平28告示182・一部改正)

(市民及び市民活動団体の応援券の使用)

第24条 市民及び市民活動団体は、この告示の規定に違反しない限り、互い

に同意する方法で応援券を使用できる。

(亀山市市民活動応援制度審査検証委員会)

第25条 市民活動団体の登録審査及び市民活動応援制度の検証を行うため、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会（以下「審査検証委員会」という。）を置く。

- 2 審査検証委員会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民活動団体に関し識見を有する者
 - (3) 公募により選出された者
 - (4) 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議の代表者
 - (5) 亀山市自治会連合会の代表者
 - (6) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査検証委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査検証委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査検証委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 8 審査検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 審査検証委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 審査検証委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に

出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 1 1 審査検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査検証委員会に諮って定める。
- 1 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 1 3 審査検証委員会の庶務は、まちづくり協働課において処理する。

(平 2 8 告示 1 8 2 ・ 平 3 0 告示 6 7 ・ 一部改正)

(市民活動等における事故等)

第 2 6 条 市長は、市民活動並びに応援券の使用において行われる市及び市の職員以外の者の全ての行為について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 2 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の属する年度における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第 4 条各号列記以外の部分	応援券の交付を受けようとする年度の前年度	応援券の交付を受けようとする年度
第 1 0 条第 2 項	翌年度	翌々年度
第 1 4 条第 1 項	1 の年度ごとに	平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度を通じて 1 回
第 1 8 条	年度	年度の翌年度
第 2 2 条第 2 項第 2 号	1 年度	平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度

第23条第1項	応援券の交付の決定を 受けた年度	平成26年度
---------	---------------------	--------

3 この告示の施行後最初に委嘱される審査検証委員会の委員の任期は、第25条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 この告示の施行後最初に行われる審査検証委員会の会議は、第25条第7項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年5月26日告示第105号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の亀山市市民活動応援交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年1月29日告示第9号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日告示第118号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の亀山市市民活動応援交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年7月28日告示第182号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第25条第2項第4号に掲げる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日告示第67号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月24日告示第170号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日告示第210号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

市民活動応援制度団体登録申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者団体名

代表者氏名

亀山市市民活動応援交付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり団体登録申請します。

団体名			
市内事務所の所在地	〒 ー		
代表者氏名			
連絡先	電話		FAX
	E-mail		
設立年月	年 月	構成員の人数	人
活動部門及び活動内容	※該当する部門に○をつけてください 健康・福祉・環境・教育・文化・スポーツ・防犯・防災・子育て・国際交流・その他（ ）		
	※活動内容を記載してください		
事業又はサービスの内容及びお礼	提供先 (☑してください)	内 容	お 礼 (目安となる枚数)
	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 地域まちづくり協議会		(枚)
	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 地域まちづくり協議会		(枚)
	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 地域まちづくり協議会		(枚)
団体から ひと言PR			
URL (掲載する場合)	http://		

市民活動応援制度に関する登録団体紹介冊子等に掲載する写真等

※注意事項

写真は、市民活動応援制度に関する登録団体紹介冊子や亀山市のホームページ等で公開しますので、団体の構成員以外の第三者の映り込みも含め団体の責任においてプライバシーの保護に十分配慮したものをお願いします。

<添付書類>

- (1) 市民活動応援制度団体登録申請確認書（様式第2号）
 - (2) 団体の規約、会則、定款等の写し
 - (3) 構成員名簿等の写し
- ◎色付け部分は必須事項であり、市民活動応援制度に関する登録団体紹介冊子や亀山市のホームページ等で公開されます。

様式第2号（第4条関係）

市民活動応援制度団体登録申請確認書

1. 団体に関する確認事項

次の事項が、全て「はい」であることが申請の条件です。

- (1) 自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動をしている はい いいえ
- (2) 市内に事務所を有し、市内において活動をしている はい いいえ
- (3) 市内に住所を有する者3人以上で構成している はい いいえ
- (4) 団体の規約、会則、定款等を定めている はい いいえ
- (5) 申請書提出時の実施年度の初日において、2年以上継続的に活動を行った実績を有し、今後も市内において活動を行う予定がある はい いいえ

2. 活動に関する確認事項

次の事項が、全て「はい」であることが申請の条件です。

- (1) 市民を主たる対象とする活動である はい いいえ
- (2) 専ら団体の構成員のみを対象としない活動をしている はい いいえ
- (3) 公序良俗に反する活動をしていない はい いいえ
- (4) 法令に違反する活動をしていない はい いいえ
- (5) 宗教活動又は政治活動をしていない はい いいえ
- (6) 市民活動応援交付金が交付された場合、今後の活動に使用する はい いいえ

3. 団体の補助金等に関する確認事項

次の事項は申請段階の確認事項ですので、「はい」であっても「いいえ」であっても構いません。

現在、当団体は、市や亀山市社会福祉協議会の補助金等（補助金・交付金・助成金）の交付を受けている はい いいえ

受けている場合

{	・補助金等の名称	_____
	・補助金等の交付額	_____年度実績_____円

亀山市長 _____ 様

上記の内容に相違ありません。

上記の事項を確認するため、亀山市から照会があった場合は、誠意をもって回答します。
また、亀山市から求められた資料等は速やかに提出します。

なお、上記の内容に故意過失を問わず誤りがあった場合は、市民活動応援交付金の全部又は一部を直ちに返還します。この場合、登録の抹消が行われても異議ありません。

年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

亀山市長



市民活動応援制度登録団体可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市民活動応援制度の登録団体とすることの可否について次のとおり決定したので、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 決定の内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 理由（ ）
2 登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 活動部門	
4 登録条件	

備考

市民活動応援制度の登録団体とする期間は、上記登録期間のとおりです。引き続き市民活動応援制度に登録しようとする場合は、同様の申請手続が必要です。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

亀山市長 様

登録団体名

代表者氏名

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

市民活動応援交付金交付申請書

亀山市民活動応援交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて市民活動応援交付金の交付を申請します。

なお、市民活動応援交付金の交付を受けた際には、同要綱第12条各号に定める事項を遵守します。

取得した市民活動応援券： _____ 枚

交 付 申 請 額： _____ 円

市民活動応援交付金の振込先口座

金融機関名／支店名	銀行 金庫 組合	支店 出張所
フリガナ		
口座名義人		
口座の種類	普通	当座
口座番号		

<添付書類>

- (1) 市民活動応援制度実績報告書（様式第5号）
- (2) 市民活動応援券

<亀山市民活動応援交付金交付要綱第12条各号に定める事項>

- (1) 応援金は、報酬その他の名目のいかんを問わず、構成員で分配してはならないこと。
- (2) 応援金は、今後の活動資金として使用しなければならないこと。

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

亀山市長 様

登録団体名

代表者氏名

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

市民活動応援制度実績報告書

私たちの団体の市民活動応援制度に係る実績は、次のとおりです。

1 提供した事業又はサービス内容及びお礼として受け取った市民活動応援券の内訳

提供先	活動部門	活動内容	枚数
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
① 小計			枚

2 提供した事業又はサービス内容が確認できる写真(裏面に添付)又は資料

3 寄附により受け取った市民活動応援券の枚数

寄附ボックスに投函された枚数	枚
市民から直接寄附された枚数	枚
② 小計	枚

4 提供を受けた事業又はサービス内容及びお礼として使用した市民活動応援券の内訳

使用先	活動部門	提供してもらった事業又はサービスを受けた内容	枚数
			枚
			枚
③ 小計			枚

5 寄附として使用した市民活動応援券の枚数

④ 寄附した枚数	枚
----------	---

6 差し引き取得した市民活動応援券の総枚数 ①+②-③-④

総枚数	枚
-----	---

提供した事業又はサービスの内容が確認できる写真

<p>※注意事項 写真は、市民活動応援制度に関する登録団体紹介冊子や亀山市のホームページ等で公開しますので、団体の構成員以外の第三者の映り込みも含め団体の責任においてプライバシーの保護に十分配慮したものをお願いします。</p>

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

登録団体名

代表者氏名 様

亀山市長



市民活動応援交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった市民活動応援交付金の交付について次のおり決定したので、亀山市民活動応援交付金交付要綱第11条の規定により通知します。

交付決定額	円
-------	---

様式第7号（第20条関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者

代表者

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

市民活動応援券交付申請書

市民活動応援券の交付を受けたいので、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第20条の規定により、次のとおり申請します。

なお、市民活動応援券の使用については、使用方法等を遵守します。

1 申請交付枚数 _____ 枚

2 市民活動応援券の活用事業（予定）

市民に配付するための事業	
登録団体に依頼する事業又はサービス	

<市民活動応援券の使用法等>

- (1) 市民に配付するための事業を1以上実施すること。
- (2) 登録団体に事業又はサービスを依頼する場合は、地域まちづくり協議会内に活動拠点を置く団体以外の団体を1以上利用すること。
- (3) 1地域まちづくり協議会から1登録団体にお礼として使用できる市民活動応援券の枚数は、1年度で1000枚以下とすること。

様式第8号（第21条関係）

年 月 日

代表者氏名 様

亀山市長



市民活動応援券交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった市民活動応援券の交付申請について次のとおり決定したので、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第21条の規定により通知します。

なお、市民活動応援券の使用に当たっては、使用方法等を遵守してください。

交付決定枚数	枚
--------	---

<市民活動応援券の使用方法等>

- (1) 市民に配付するための事業を1以上実施すること。
- (2) 登録団体に事業又はサービスを依頼する場合は、地域まちづくり協議会内に活動拠点を置く団体以外の団体を1以上利用すること。
- (3) 1地域まちづくり協議会から1団体にお礼として使用できる市民活動応援券の枚数は、1年度で1000枚以下とすること。

備考

- (1) 市民活動応援券の交付の決定を受けた年度の末日までに、市民活動応援券交付実績報告書（様式第9号）を市長に提出してください。
- (2) 交付された市民活動応援券のうち、市民に配付しなかったもの又は登録団体による事業又はサービスのお礼に使用しなかったものは、市民活動応援券交付実績報告書に添付して、市に返却してください。

様式第8号の2（第21条の2関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者

代表者

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

市民活動応援券交付決定枚数変更申請書

年 月 日付で通知のあった市民活動応援券の交付決定について、当該市民活動応援券の活用事業に変更があったことから、交付決定枚数を変更していただきますよう、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第21条の2の規定により申請します。

- 1 既に交付を受けている市民活動応援券の枚数 _____枚
- 2 希望する変更後の市民活動応援券の交付決定枚数 _____枚
- 3 変更の理由

備考

様式第8号の3（第21条の3関係）

年 月 日

代表者氏名

様

亀山市長

印

市民活動応援券交付決定枚数変更通知書

年 月 日付で申請のあった市民活動応援券の交付決定枚数の変更について、次のとおり決定したので、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第21条の3第1項の規定により通知します。

返還を求める・新たに交付する 市民活動応援券の枚数	枚
------------------------------	---

- 1 既に交付している市民活動応援券の枚数 _____ 枚
- 2 変更後の市民活動応援券の交付決定枚数 _____ 枚

備考

様式第9号（第23条関係）

年 月 日

亀山市長 様

代表者氏名

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

市民活動応援券交付実績報告書

市民活動応援券の交付実績について、亀山市民活動応援交付金交付要綱第23条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定枚数 _____ 枚

2 市民活動応援券の活用事業

	実施日	事業内容	使用枚数
市民に配付した 事業	・ ・		枚
	・ ・		枚
	・ ・		枚
登録団体に 使用した事業	・ ・		枚
	・ ・		枚
	・ ・		枚
	・ ・		枚
合 計			枚

3 市民活動応援券の活用事業内容が確認できる写真（裏面に添付）又は資料

4 返却する市民活動応援券 _____ 枚（要添付）

市民活動応援券の活用事業内容が確認できる写真

※注意事項

写真は、市民活動応援制度に関する登録団体紹介冊子や亀山市のホームページ等で公開しますので、団体の構成員以外の第三者の映り込みも含め団体の責任においてプライバシーの保護に十分配慮したものをお願いします。

様式第1号（第4条関係）

（平28告示182・令2告示210・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（令2告示210・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第10条関係）

（令2告示210・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平27告示9・全改、令2告示210・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第20条関係）

（平28告示182・令2告示210・一部改正）

様式第8号（第21条関係）

（平28告示182・一部改正）

様式第8号の2（第21条の2関係）

（令2告示170・追加、令2告示210・一部改正）

様式第8号の3（第21条の3関係）

（令2告示170・追加）

様式第9号（第23条関係）

（令2告示210・一部改正）